

⑧<<雇用>>国家戦略特区等提案検討要請回答

| | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 | 規制等の 根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 |
|---|------------------|---------------------------------|--|--|--|--|-----------------|--|
| 1 | 福岡市 | 障がい者の就労 支援における在宅 ワークの標準化 | <p>【現状(課題)】 ・障がい者の就労支援は、原則、通所により行うこととされている。 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度に限り、本人の希望に応じて在宅でのサービス利用が可能となっている。</p> <p>【提案内容】 ・現行、国通知により、「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」のみ、在宅でのサービス利用が認められているが、「本人の希望に応じて」在宅でのサービス利用ができるようにする。</p> | <p>・国通知により、就労移行支援事業所または就労継続支援事業所における在宅でのサービス利用は、「通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」に限られている。</p> | <p>就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障障発第0402001号通知) 5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について (3)在宅において利用する場合の支援について</p> | <p>左記通知で事業所に必要な要件(5(3)①ア～キ)については事前に事業所からの届出により確認する(届け出た事業所のみ在宅でのサービス提供を可能とする)また、定期的な実地検査を行う。</p> | 厚生労働省 | <p>就労系障害福祉サービスの在宅でのサービス利用に係る取扱いについては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う年度内の取扱いとして、「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合に対象として差し支えない」等臨時的に要件緩和をしているところであるが、この取扱いについては、令和3年度以降は常時の取扱いとして引き続き実施する方向で検討している。</p> |
| 2 | 福岡市 | テレワークの労務 管理に係るガイド ラインの見直し | <p>【現状(課題)】 テレワークのガイドラインにおいて、始業・終業時刻の確認及び記録の方法は、 ① 使用者の現認による記録 ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎とした記録 となっており、例外規定として自己申告制となっている。しかし、原則とされている①・②については、テレワークの実態とあっていない。</p> <p>【提案内容】 自己申告制について、労使協定を結ぶなどの一定の労働者保護の措置を前提として、例外規定ではなく、原則的な方法の一つとして、選択できるようにする。</p> | <p>厚生労働省が示している「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」においては、労働時間の管理方法として、①使用者による現認、②タイムカードやパソコンの使用時間等の客観的な記録とされており、例外として自己申告制が規定されている。</p> | <p>情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(平成30年2月22日策定) 2 労働基準関係法令の適用及び留意点等 (2)労働基準法の適用に関する留意点 イ労働時間制度の適用と留意点 (ア)通常の労働時間制度における留意点 (イ)労働時間の適正な把握</p> | <p>労使協定を結ぶなどの一定の労働者保護の措置を実施する。</p> | 厚生労働省 | <p>「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」については、本年3月に「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に改定したところである。 その中で、テレワークにおける労働時間管理については、情報通信機器を使用していたとしても、その使用時間の記録が労働者の始業及び終業の時刻を反映できないような場合には、一定の措置を講じた上で、労働者の自己申告により労働時間を把握することが考えられることを明確に示しているところであり、同ガイドラインについて周知を行っていく。</p> |